

10. 退職金規定

(総則)

第1条 この規定は、就業規則第24条の規定に基づき職員の退職金について定める。

(支給基準)

第2条 退職金は以下の場合に支給する。

- (1) 定年により退職したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 組合の都合により退職したとき
- (4) 職員の都合により退職したとき

(退職金)

第3条 組合は、公益財団法人札幌市中小企業共済センターの特定退職金共済制度に加入しなければならない。

- 2 公益財団法人札幌市中小企業共済センターの特定退職金共済制度への積立金は、1か月あたり4000円を上限とする。
- 2 公益財団法人札幌市中小企業共済センターの特定退職金共済制度への積立金をもって定款第56条に規定する職員退職金引当金とする。

(退職金の支給)

第4条 退職金は、公益財団法人札幌市中小企業共済センターへ申請ののち、同センターからの支給による。

- 2 支給額は、公益財団法人札幌市中小企業共済センターの特定退職金共済制度の規定によるものとする。

附 則

制定 令和 年 月 日